

監査報告書

平成28年6月1日

国立大学法人筑波技術大学
学長 大越教夫 殿

国立大学法人筑波技術大学

監事 大島慎三
監事 行内啓博

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下、法人という）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の業務及び会計について監査を行いましたので、その結果につき次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

役員会等の会議に出席するほか、法人関係者から事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、また、各学部等における業務及び財産の状況を調査しました。さらに、法人の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 業務が法令等に従って適正に実施されるとともに、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (5) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制が整備され運用されているものと認めます。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは業務方法書に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上